

コンテンツ (No.20)

今回は、現在国務院で改正の検討が進められている「技術導入契約実施条例」及びその「実施細則」の動向について、北京市天元律師事務所（法律事務所）からのレポートを掲載すると共に、専利法改正について全人大常務委員会審議が開始されたニュースをお届けいたします。

1. 技術導入契約実施条例」及び「実施細則」の改正動向
2. 専利法改正、全人大で審議開始
3. 人民日報知財関連記事

---

1. 技術導入契約実施条例」及び「実施細則」の改正動向

以下の報告は、(財)日中経済協会が北京市天元律師事務所（代表者：李毅多 弁護士、仇京春 弁護士、E-mail: [liyiduo@public3.bta.net.cn](mailto:liyiduo@public3.bta.net.cn), HP <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/chinalaw>）に委託して作成した「中国技術移転法制に関する調査研究報告書」の一部です。報告書全文は、近いうちに日中経済協会のHPに掲載予定です。

なお、ここに述べられている改正動向は、これまでの検討過程のものであり、今後国務院での審議を通じて内容が変更される可能性が十分ある点にご留意下さい。

\*\*\*\*\*

(1) 「技術導入契約管理条例」及びその「実施細則」の改正

技術の交流には、技術輸入と技術輸出が含まれる。管理体制の影響を受けて、中国は、過去、技術導入と技術輸出についてそれぞれ立法した。「技術導入契約の管理に関する条例」は、主に技術導入の過程において国の技術導入に対する管理問題を調整するためのものである。

「契約法」を制定するに当たり、草案において、技術導入契約を定める条項に関する規定があった。しかし、関係部門は次のように反対意見を出している。現在の国内技術移転契約と国際技術移転契約とは、法律上の特徴及び管理の面で大きな差が存在しており、現在の段階で両者を統一することは難しい。このため、契約法において技術輸出入について、具体的な規定をしないほうがより好ましいとの意見が出された。この意見を受けて、最後に採択された「契約法」には、技術導入契約と技術輸出契約について専門的な規定が置かれていない。

契約法を制定する過程において、関係部門から技術輸出入法を制定するという提案があったが、採用されなかった。関係部門は研究の後技術輸出入条例を制定し、国務院の行政法規とすることを提案した。当該法規は「技術導入契約の管理条例」の上に位置し、技術輸出に対する管理規範を補充し、技術輸出入に対する管理の統一的な法規を形成する。

「技術輸出入条例」は対外貿易経済合作部により起草され、1999 年年末、

国務院法制弁公室に提出された。中国の行政法規の制定手続きによると、行政法規はまず、関係職能部門が起草する。起草する過程において、其の他の関係部門、専門学者等の意見を求める。各方面の意見が基本的に一致するならば、草案を国務院に報告し審査を得る。国務院法制弁公室が国務院を代表して草案に対し更なる修正完備を行う。国務院法制弁公室は草案の実質的な審査を行い、最後の条項を形成する過程において、国務院法制弁公室は重要な役割を果たしている。国務院法制弁公室は更に、関係部門、司法機関、専門家学者の意見を求め、外国の関係立法経験を参考にした上で、法規草案を形成する。国務院常務委員会会議の討論を経て採択された後、国務院令の形式で公布、施行する。

国務院が毎年立法計画を制定する。当年度内に制定しようとする行政法規を計画の中に入れる。「技術輸出入条例」は国務院法制弁公室の2000年の立法作業計画の中に入ったが、今年は主に国務院法制弁公室レベルで調査・研究プロジェクトとして取り扱われるため、年内に行政法規として公布される可能性が低い。

全国人民代表大会及びその常務委員会と国務院との立法権限における作業分担は、民事法律の立法権限は全国人民代表大会及びその常務委員会にあり、国務院が行政管理方面の法規を制定する権限がある。従って、「技術輸出入条例」を制定する場合、その条例の内容に関しては、政府による技術輸出入に対する管理措置を中心にする。輸出入契約の双方当事者の間の権利義務関係は契約法の中の技術契約の章、特に技術移転契約に関する規定が適用される。

また、「中華人民共和国技術契約法実施条例」の効力について、「契約法」は、明確に「中華人民共和国技術契約法」を廃止すると規定しているが、しかし、「中華人民共和国技術契約法実施条例」を廃止するかどうかについて明確に規定していない。現在、関係部門がその問題について、積極的に研究している。

「対外貿易法」第15条によると、国は貨物及び技術の自由な輸出入を許可する。ただし、法律、行政法規に別途の規定のあるものを除く。同法第16条は国が輸出又は輸入を制限する技術の条件と範囲を定めている。同法律第17条は国が輸出又は輸入禁止する技術の範囲と条件を定めている。また、同法第18条と第19条は、技術の輸出入の制限目録と禁止目録、輸出入の割当て制度と許可証制度を定めている。対外貿易法の上述した規定に基づいて「技術輸出入管理条例」が起草されているという。

## (2) 「技術導入契約管理条例」第6条に対する修正

「技術導入契約管理条例」第6条によると、「譲渡人・ライセンサーは、自分が自ら提供した技術の合法的な所有者であり、また、その提供した技術が完全であり、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた目標を達成することができると保証しなければならない。」

本条項は技術の譲渡人・ライセンサーに対する基本的な要求である。一部の外国投資者は、その規定が厳格過ぎ、特に、「契約に定めている目標を達成することができると保証する」という内容については、これにより多くの要素に

制約されると主張した。例えば、譲受人・ライセンシーの人員の素質、設備の状況、管理レベルなどは譲渡人・ライセンサーの技術によりコントロールすることができないのである。

この条項の内容について、上述の契約法第 349 条は同様に規定している。この要求は外国譲渡人・ライセンサーだけに対する要求ではなく、国内の技術譲渡人・ライセンサーに対して同じように要求しているのであり、従って、起草中の「技術輸出入管理条例」は基本的に元の「技術導入契約管理条例」の規定を維持して、修正しない予定である。

### (3) 「技術導入契約管理条例実施細則」第 11 条後半の修正問題について

「技術導入契約管理条例実施細則」第 11 条によると、「譲受人・ライセンシーが移転を受けた或いは許諾された技術を使用して生産或いは販売する製品は、第三者に権利侵害として告訴されるならば、譲渡人・ライセンサーが訴訟に応じるべきである。もし、第三者が告訴した権利侵害行為が成立するならば、譲受人・ライセンシーの経済的損失は譲渡人・ライセンサーが賠償すべきである。」

本条項の規定は「技術導入契約管理条例実施細則」第 6 条の規定に関する延長或いは具体化である。近年来の執行情況から見れば、この規定は実際には執行できないものである。

「中華人民共和国製品品質法」の規定によると、販売された製品が製品を購入した顧客、消費者に損失をもたらすならば、販売者が損害賠償責任を負う。販売者が損害を賠償した後、生産者或いは販売者に製品を提供するその他の販売者が責任を負うべきである場合、販売者が生産者又は譲渡人・ライセンサーに対し損害賠償を請求する権利がある。また、「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定によると、製品が、顧客又は消費者に損害をもたらすならば、販売者及び生産者が被告となる。そのため、「技術導入契約管理条例実施細則」に定められている「譲受人・ライセンシーが移転された或いは許諾された技術を使用して製品を生産し、販売し、第三者が権利侵害を主張するならば、譲渡人・ライセンサーが訴訟に応じる」という規定は不合理であり、「製品品質法」と「民事訴訟法」の関係規定に違反している。1988 年 1 月「技術導入契約管理条例実施細則」の公布、実務の執行において、困難さが生じ、一部の外国企業が異議を唱えている。1992 年から、対外貿易経済合作部はその規定に対する修正を開始した。しかし、中国の立法手続きの複雑さのため、元の実施細則は国務院の認可を受け、対外貿易経済合作部が公布したものであるから、その修正は国務院の許可を受けなければならない。国務院法制弁公室の立法項目は多く、その条例と実施細則に対する修正を計画に入れていない。

今現在、対外貿易経済合作部が起草している「技術輸出入管理条例」は「譲渡人・ライセンサーが訴訟に応じるべきである」という規定を以下のように修正するとしている。「譲受人・ライセンシーが移転を受けた或いは許諾された技術を使用して、製品を生産或いは販売して、第三者が権利侵害を主張するな

らば、譲受人・ライセンサーが訴訟に応じるべきである。譲渡人・ライセンサーは譲受人・ライセンサーに協力を提供すべきである。もし、第三者が主張した権利侵害が成立するならば、譲渡人・ライセンサーが譲受人・ライセンサーに対しそれにより蒙った損害を賠償しなければならない。」

この修正案によれば、第三者から権利侵害と訴えられた場合、ライセンサーはまず訴訟に応じるが、ライセンサーは訴訟に関してはライセンサーに協力する。もし、第三者の主張が認められ、権利侵害の事実が認定された場合、ライセンサーがまず損害賠償等の法的責任を負うが、これによって蒙った損害についてはライセンサーは賠償しなければならない。この修正案の規定は「製品品質法」の規定と似てくるのである。

また、国务院法制弁公室に提出した草案には、第三者からの訴えによる応訴義務については、譲渡人・ライセンサーが譲受人・ライセンサーに通告する義務があるという内容が含まれている。

#### (4)「技術導入契約管理条例实施细则」第13条の秘密保持期間及び秘密保持義務の修正問題

「技術導入契約管理条例实施细则」第13条によると、「譲渡人・ライセンサーが提供或いは教授した専有技術及び関係技術資料について、譲受人・ライセンサーは契約約定の範囲及び期間に従って秘密保持義務を負う。秘密保持期間は一般的に契約の有効期限を超えることはできない。特殊な需要のため契約の有効期限を超えて秘密を保持する必要があるならば、契約において明確にし、また、審査許可の手続きをする場合その理由を表明すべきである。」「譲受人・ライセンサーが秘密保持義務を負う期間内に、譲受人・ライセンサー以外の原因によって、技術が公開されたならば、譲受人・ライセンサーが負った秘密保持義務は即時に終了する。契約において、譲渡人・ライセンサーが契約の有効期限内に譲受人・ライセンサーにその改良した或いは更新した技術を提供するという規定があれば、譲受人・ライセンサーは契約期間満了後、引続き秘密保持義務を負うことができる。秘密保持期間は譲渡人・ライセンサーが当該技術を提供する日から計算する。但し、この期間は原の契約に定めている期間を超えてはならない。」

この規定について外国企業が、当該規定は技術の譲渡人・ライセンサーに対する保護が足りないと異議を唱える。

起草中の「技術輸出入管理条例」は、「中華人民共和国对外贸易法」及び「契約法」の関係規定の精神に従って、技術導入契約の審査認可制について重大な改正を行っている。国务院の一部の部門は、すべての技術導入契約は主管部門の審査認可を経なければならないという規定を置くべきでないという意見を提出した。かれらの意見によると、産業技術の発展或いは国家経済、国民生活と緊密な関係のある重大な技術導入契約についてのみ、技術譲受人・ライセンサーは契約締結日から30日以内に申請書を提出し、国务院の関係主管部門或いはその授權を受けたその他の部門に審査・認可のために報告しなければならない

い。其の他の技術導入契約については、譲受人・ライセンサーが契約締結日から 30 日以内に、国務院の関係主管部門或いはその授權を受けた其の他の部門に記録のために報告しなければならない。

もう一つの意見は、政府機構による技術導入契約に対する管理について登録制を採用する方がいいというものである。国家法律、行政法規の規定に適合する技術契約は、その締結日から 30 日以内に對外貿易經濟合作部或いはその授權を受けた機関に登録をする。登録してから契約の効力が生じる。実務上、「技術導入及び設備導入の貿易作業の管理に関する暫定弁法」が既に審査登録制を採用しているので、行政法規の形で決めるのも自然の流れである。

秘密保持期間について、契約当事者双方は契約の中で期間を約定することができる。もし、約定する秘密保持期間が契約期間より長ければ、前者の期間は後者より 5 年間を超えることはできない。この 5 年間という期間は研究を経て初步に確定したものであるが、もし、この期限が長すぎるならば、技術の譲受人・ライセンサーが負担する義務が重過ぎると思われる。

起草中の「技術輸出入管理条例」は原の「技術導入契約管理条例実施細則」第 13 条第 2 項の規定を留保して、変更していない。

## 2 . 専利法改正、全人大で審議開始

第 9 期全国人民代表大会・常務委員会・第 15 回会議が 25 日午前、人民大会堂で開幕し、専利(特許など)法修正案草案が常務委員会での審議のために提案された。国家知識産権局の姜穎局長が改正法草案についての説明を行なった模様。

### ●全国人民代表大会・常務委員会・第 15 回会議、開催

<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/04/26/newfiles/a1030.html>

## 3 . 人民日報の H P (日本語版)

人民日報の H P (日本語版)では、最近知的財産関係の関係記事が頻繁に掲載されるようになりました。最近掲載された関連記事をご紹介します。

澳門特別行政区政府が知的財産権を積極的に保護

<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/04/26/newfiles/a1210.html>

中国「同仁堂」、電子商取引に巨額を投資

<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/04/26/newfiles/a1310.html>

第 4 回世界コンピューター博覧会が北京で開幕

<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/04/27/newfiles/a1250.html>

中国科学院、ハイテクの産業化を推進

<http://www.peopledaily.com.cn/j/2000/04/25/newfiles/a1240.html>

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/5/1号 (N0.20)

=====  
発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

[http://clickincome.net/mg\\_lt/mag/m00002317.html](http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html)

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎 [seki@public.east.cn.net](mailto:seki@public.east.cn.net)

韓 艶梅 [pkip@public.east.cn.net](mailto:pkip@public.east.cn.net) までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved

---